

公安委員会 決裁資料	銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定及び告示について	令和6年12月12日 生活安全企画課
---------------	------------------------------------	-----------------------

1 公安委員会による診断を行う医師の指定等

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条の3第2項等では、公安委員会は、銃砲等の所持許可者又は更新者が、所持許可の基準となる認知症等の一定の病気等であるかどうかについて、指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずることができる旨規定しています。

当県の医師の指定は、「銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則」（平成21年鹿児島県公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）で、指定期間を「3年以内」とし、再指定等を行った場合は、当該医師の氏名等を告示するとしています。

現在指定された医師12名は、令和6年12月20日付けで、指定期間の満了を迎えるため再指定し、新たに鹿児島大学病院の認知症の専門医である「福原医師」を指定します。

医師13名は、鹿児島県医師会、鹿児島大学病院から推薦された方であり、指定後、氏名、勤務する病院名、病院の所在地、診断対象者を告示します。

2 医師の再指定等の内容

(1) 再指定等の概要

診断等の対象者	現 行	再指定等案
統合失調症、そううつ病、薬物中毒など	医師4人 (指宿市1人、始良市1人、奄美市1人及び志布志市1人)	医師4人を再指定
てんかん（発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）	医師6人 (始良市1人、鹿児島市3人、志布志市1人及び奄美市1人)	医師6人を再指定
認知症	医師3人（鹿児島市3人）	医師2人を再指定 医師1人を新しく指定

(2) 指定予定日

令和6年12月20日

3 告示予定日

令和6年12月20日